

公益財団法人広島県市町村振興協会基金貸付細則

(趣旨)

第1条 この細則は、公益財団法人広島県市町村振興協会基金積立運用規程（以下「規程」という。）第4条の規定に基づき、公益財団法人広島県市町村振興協会（以下「この法人」という。）が、広島県内の市町に対し、規程第2条に定める基金の資金（以下「資金」という。）を貸し付ける場合の貸付の条件、手続き、その他の必要な事項を定めるものとする。

(貸付の種類)

第2条 資金の貸付は、長期貸付及び短期貸付とする。

- 2 長期貸付は、貸付対象事業に係る地方債の同意、許可又は届出（以下「同意等」という。）を受けている市町に対する一会計年度を超える貸付をいう。
- 3 短期貸付は、貸付対象事業に係る一時借入金として市町に対する貸付で、同一会計年度内に償還が行われるものをいう。

(貸付対象事業の細目)

第3条 規程第4条で定める貸付対象事業の細目は、別表のとおりとする。

(貸付の要件)

第4条 資金の貸付を受けようとする市町は、次の各号に掲げる要件を具備しなければならない。

- (1) 償還の見込みが確実であること。
 - (2) 事業計画が適切であること。
 - (3) 財務の経理が明確であること。
- 2 長期貸付にあつては、前項に定めるもののほか、地方財政法第5条の3第3項及び同第6項に基づき知事へ届け出がなされているもの、又は地方債の同意等を受けているか、又は当該年度において地方債の同意等を受けることが確実と認められているものであること。

(貸付方法)

第5条 資金の貸付の方法は、証書貸付によるものとする。

(貸付条件)

第6条 資金の貸付条件は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 貸付利率は、年3パーセント以下の範囲で、理事長が別に定めるものとする。ただし、一般財団法人全国市町村振興協会の貸付利率が年3パーセント未満の場合は、当該貸付利率に準じ理事長が別に定めることができる。
- (2) 貸付期限は、長期貸付にあつては、12年（うち据置期間2年）、15年（うち据置期間3年）又は20年（うち据置期間3年）とし、短期貸付にあつては、同一会計年度内とする。ただし、長期貸付において理事長が特別に認める場合には、12年以内（うち据置期間2年以内）で別に設定することができる。
- (3) 元金の償還方法は、次のとおりとする。
 - ア 長期貸付にあつては、半年賦元金均等償還の方法によるものとし、その償還期日は、毎年度9月24日及び3月24日とする。ただし、第1回目の利息は貸付日の翌日から9月24日までの日割計算（半年を184日とする。）によるものとする。
 - イ アに規定する償還方法において、半年ごとの償還元金に千円未満の端数が生じたときは、そ

の端数は切り捨てるものとする。この場合において、半年ごとの償還元金の合計額と貸付元金との差額は、最終償還期日に係る償還元金に合算するものとする。

ウ アに規定する償還期日が土・日曜日、国民の祝日その他一般の休日にあたる場合は、翌金融機関営業日を償還期日とする。この場合において、元利金が当該償還期日に償還されたときは、アに規定する償還期日に償還されたものとみなす。

エ 短期貸付にあっては、一括償還の方法とし、その償還期日はこの法人が指定するものとする。この場合において、利息は貸付日の翌日から償還期日までの日割計算（1年を365日とする。）によるものとする。

オ 利息に円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

(4) 延滞利息は、延滞金額に対し、年10パーセントの割合により、償還期日の翌日から償還の日までの日割計算（1年を365日とする。）によるものとする。ただし、理事長が特別に認める場合には、減免することができる。

（借入の申込み）

第7条 資金の貸付を受けようとする市町は、原則として借入予定日の3週間前までに、次の各号に掲げる書類をこの法人に提出するものとする。

- (1) 借入申込書（様式第1号又は様式第2号）
- (2) 事業概要調書（様式第3号又は様式第4号）
- (3) 長期貸付にあっては起債同意書写、起債許可書写又は起債届出書写（若しくはこれに代わるもの）、短期貸付にあっては一時借入金現在額調（様式第5号）

2 前項に定めるもののほか、この法人は、当該市町に対し、必要な書類の提出を求めることができる。

（貸付の決定）

第8条 この法人は、借入の申込みを受けたときは、貸付の可否及び貸付額を決定のうえ、貸付を行うことに決定した市町に対しては、借用証書（様式第6号又は様式第7号）の提出を求め、貸付を行わないことに決定した市町に対しては、その旨通知するものとする。

（貸付及び償還の実行）

第9条 市町は、前条の借用証書を直ちにこの法人に提出するものとし、この法人は、これと引換えに資金を交付するものとする。

2 この法人は、前項に規定する資金送付後、長期貸付に係る資金にあっては、償還年次表（様式第8号）を作成し、これを当該市町に送付するものとする。

3 この法人は、資金の貸付に係る元利金償還期日の2週間前までに、元利金払込通知書（様式第9号）を当該市町村等に送付するものとする。

4 市町は、前項に規定する元利金払込通知書に定められた期日に、同通知書によって指定された銀行に元利金を払込むものとする。

（繰上償還）

第10条 この法人は、資金の貸付を受けた市町が、資金を貸付の目的外の用途に使用したときは、資金の全部又は一部を繰上償還させることができる。この場合においては、この法人は、当該市町に対し、繰上げ償還させることを決定した旨を通知するものとする。

2 市町は、貸付を受けた資金の全部又は一部を繰上償還することができる。この場合において、当該市町は、あらかじめこの法人の承認を受けなければならない。

3 繰上償還に係る償還期日は、この法人が指定するものとする。

(債権の承認)

第 11 条 市町は、貸付を受けた資金に係る債務の全部又は一部を第三者に継承しようとするときは、あらかじめこの法人の承認を受けなければならない。

2 前項に規定する債務を継承した当該第三者は、この法人に対し、遅滞なくその旨を報告しなければならない。

(補則)

第 12 条 この細則に定めるもののほか、この細則の実施に関して必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この細則は、公益財団法人広島県市町村振興協会の移行の登記の日（平成 25 年 4 月 1 日）から施行する。

附 則

この細則は、平成 26 年 9 月 10 日から施行する。